刑法において無罪・刑の免除・刑の減軽などとなる事由(平成28年8月1日現在公布済み内容による)

★総則におけるもの

名称	条•項	要件	効果
外国判決の効力	5	外国において確定裁判を受けた者で、既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を 受けたとき	刑の執行を、減軽又は免除する
刑の変更	6	犯罪後の法律によって刑の変更があったとき	軽いものによる
刑の全部の執行猶予	25①•27	「前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者」・「前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、 その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたこと がない者」が3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金の言渡しを受けたとき	年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予 することができる(猶予期間経過によって刑
刑の全部の執行猶予	25②•27	前に禁錮以上の刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が1年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるとき(ただし、保護観察の期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない)	
刑の一部の執行猶予	27-2① •27-7	「前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者」・「前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者」・「前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者」が3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるとき	1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができる(猶予は、猶予されなかった部分の執行の後。猶予期間経過によって、猶予されなかった部分の刑期に減軽され、刑の執行が終わったものとされる)
正当行為	35	法令又は正当な業務による行為	罰しない
正当防衛	36①	急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為	罰しない
過剰防衛	36②	正当防衛において、防衛の程度を超えた行為	情状により、減軽又は免除できる
緊急避難	37①	自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした 行為で、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合(かつ、業務上特別の 義務がない者)	罰しない
過剰避難	38①	緊急避難において、その程度を超えた行為	情状により、減軽又は免除できる
故意	38①	罪を犯す意思がない行為(かつ、法律に特別の規定がない場合)	罰しない
故意	38②	重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者	その重い罪によって処断することはできない
故意	38③	法律を知らなかった	情状により、減軽できる
心神喪失	39①	心神喪失者の行為	罰しない
心神耗弱	39②	心神耗弱者の行為	減軽する
責任年齢	41	14歳に満たない者の行為	罰しない
自首	42①	罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したとき	減軽できる
告訴権者への告白	42②	告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴することができる者に対して自己の 犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたとき	減軽できる
未遂減免	43	犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者(なお、各本条で未遂を罰すると定められていない場合は、そもそも罰しない)	減軽できる
中止犯	43	自己の意思により犯罪を中止したとき(なお、各本条で未遂を罰すると定められていない場合は、そもそも未遂を罰しない)	減軽又は免除する
再犯加重	56①②③ •57 •59	①懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に更に 罪を犯した場合において、その者を有期懲役に処するとき ②懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せられた者がその執行の免除を得た日又は減刑により 懲役に減軽されてその執行を終わった日若しくはその執行の免除を得た日から五年以内に更に罪 を犯した場合において、その者を有期懲役に処するとき (併合罪について処断された者が、その併合罪のうちに懲役に処すべき罪があったのに、その罪が 最も重い罪でなかったため懲役に処せられなかったものであるときは、再犯に関する規定の適用に ついては、懲役に処せられたものとみなす) (三犯以上の者についても、再犯の例による)	その罪について定めた懲役の長期の二倍以 下とする
共同正犯	60	二人以上共同して犯罪を実行した者	すべて正犯とする
教唆	61①② •63•64	人を教唆して犯罪を実行させた者 (教唆者を教唆した者についても同様)	正犯の刑を科する(拘留又は科料のみに処すべき罪の場合は罰しない)
従犯減軽	62①② •63•64	正犯を幇助した者・幇助者を教唆した者	正犯の刑を減軽する(拘留又は科料のみに 処すべき罪の場合は罰しない)
酌量減軽	66	犯罪の情状に酌量すべきものがあるとき	減軽できる

★各則におけるもの

★各則におけるもの					
名称	条•項	要件	効果		
自首による刑の免除	80	78条(内乱の予備及び陰謀)・79条(内乱等幇助)の罪を犯した者であっても、暴動に至る前に自首 したとき	免除する		
自首による刑の免除	93	93条前段の罪(私戦予備及び陰謀)を犯したが、自首した者	免除する		
親族による犯罪 に関する特例	105	103条(犯人蔵匿等)・104条(証拠隠滅等)の罪について、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したとき	免除できる		
情状による免除	113	113条前段の罪(現住建造物放火等予備)を犯した者	情状により、免除できる		
自白による刑の減免	170	169条(偽証)の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したとき	減軽又は免除できる		
自白による刑の減免	173	172条(虚偽告訴)の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したとき	減軽又は免除できる		
情状による免除	201	201条前段の罪(殺人予備)を犯した者	情状により、免除できる		
解放による刑の減軽	228-2	225条の2(身の代金目的略取等)又は227条2項若しくは4項(被略取者引渡し等)の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したとき	減軽する		
自首による刑の減免	228-3	228条の3前段の罪(身の代金目的略取等予備)を犯したが、その実行に着手する前に自首した者	減軽又は免除できる		
親族間の犯罪 に関する特例	244①③	配偶者、直系血族又は同居の親族との間で235条の罪(窃盗)、235条の2(不動産侵奪)の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者(親族でない共犯については適用しない)	免除する		
親族間の犯罪 に関する特例		配偶者、直系血族又は同居の親族との間で37章の罪(詐欺・電子計算機使用詐欺・背任・準詐欺・ 恐喝・これらの罪の未遂罪)を犯した者(親族でない共犯については適用しない)	免除する		
親族間の犯罪 に関する特例	255 •244①③	配偶者、直系血族又は同居の親族との間で38章の罪(横領・業務上横領・遺失物等横領)を犯した者(親族でない共犯については適用しない)	免除する		
親族等の間の犯罪 に関する特例	257①②	配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で256条の罪(盗品等に関する罪)を犯した者(親族でない共犯については適用しない)	免除する		

- ★減軽の方法(68条) 死刑→無期の懲役か禁錮あるいは10年以上の懲役か禁錮 ; 無期の懲役か禁錮→7年以上の有期の懲役か禁錮 ; 有期の懲役か禁錮→その長期及び 短期を半減 ; 罰金→その多額及び寡額を半減 ; 拘留→その長期を半減 ; 科料→その多額を半減
- ★加重減軽の順序(72条) : 再犯加重→法律上の減軽→併合罪の加重→酌量減軽